

○三朝町天神川桜つつみの設置及び管理に関する条例施行規則

平成7年6月28日

規則第27号

改正 平成23年3月31日規則第8号

平成24年9月24日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、三朝町天神川桜つつみの設置及び管理に関する条例(平成7年三朝町条例第31号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平24規則27・一部改正)

(行為等の許可)

第2条 条例第3条各号の規定により町長の許可を受けようとする者は、公園内行為等許可申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請を許可するときは、公園内行為等許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(平24規則27・一部改正)

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、三朝町天神川桜つつみの管理運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年規則第8号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

(表面)

公園内行為等許可申請書

行為等の目的	
行為等の期間	年 月 日から 年 月 日まで 間
行為等を行う位置	
行為等の内容	
<p>上記のとおり行為等をしたので許可願いたく申請いたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 住所 職業 氏名</p> <p>三朝町長 様</p> <p style="text-align: right;">①</p>	

(裏面)

- 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。
- 桜づつみを損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になる使用ではないこと。
- 利用に当たっては、三朝町天神川桜づつみの設置及び管理に関する条例第 4 条の規定を遵守すること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 該当する□にレ印を記入すること。
- 2 三朝町天神川桜づつみの設置及び管理に関する条例第 3 条第 2 項第 3 号の該当の有無について必要に応じ鳥取県倉吉警察署に照会することがある。

様式第2号(第2条関係)

公園内行為等許可書

第 号	
申請者 住 所 職 業 氏 名	
年 月 日申請の行為等については、次により許可する。	
行為等の目的	
行為等の期間	年 月 日から 間 年 月 日まで
行為等を行う位置	
行為等の内容	
許可条件	
年 月 日	
三朝町長 印	

様式第 1 号(第 2 条関係)

様式第 2 号(第 2 条関係)